

重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための 代替医師確保支援事業に係る実施計画等の提出について

1. 事業目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下、「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において、医師の離職防止や新たに勤務する医師の増加を図るため、医師の勤務・生活環境の改善のための土日の代替医師確保への支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とします。

2. 支援区域

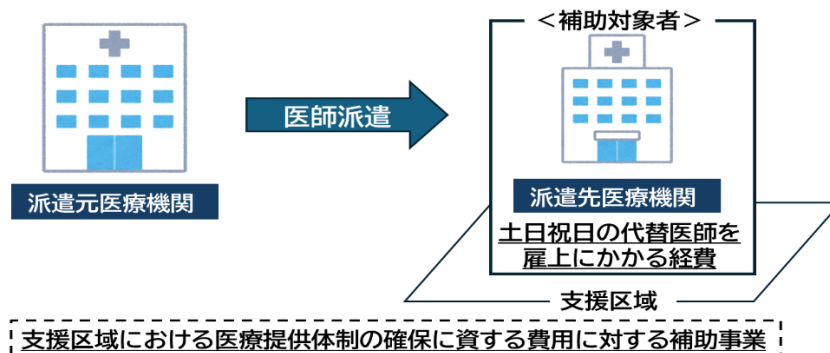
名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、熊野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菰野町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町、津市（白山町、美杉町に限る）、松阪市（飯南町、飯高町に限る）

3. 補助対象者

支援区域において、医師の勤務・生活環境改善を行う医療機関であって、三重県地域医療対策協議会及び三重県保険者協議会で支援対象として合意を得た医療機関の開設者とします。

※ 支援区域が木曾岬町、明和町、玉城町、度会町の4町いずれかである場合、診療所の開設者のみ補助対象者となります。（病院の開設者は補助対象外）

<イメージ>



4. 補助対象経費等

支援区域内の医療機関において、夜間休日診療を行うため、土曜日、日曜日、祝日の代替医師の雇上げに要する費用の支援を行います。

補助対象経費	基準額（上限額）	補助率
土曜日、日曜日、祝日の代替医師の雇上げに必要な次に掲げる経費	代替医師確保経費 60,000 円×日直・宿直回数	1/2
職員基本給、職員諸手当、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、社会保険料		

- ※1 令和8年4月1日から令和9年3月31日までに生じた経費が補助対象となります。
- ※2 令和7年度より常勤医の日当直回数が減少した分を補助対象とします。
- ※3 代替医師が医療機関から派遣されている場合において、派遣元医療機関が本事業の対象である場合は、補助対象外とします。ただし、不足する特定診療科に限定した代替医師を派遣されている場合は、補助対象とします（その場合、不足する診療科であることを示す資料を任意様式にて添付してください）。
- ※4 1医療機関において、1当直帯あたり1人分のみ補助対象とします。
- ※5 フルタイムで日直・宿直を実施していない場合は、勤務時間に応じて回数を按分してください。

5. 提出方法

補助金の交付を希望する医療機関は、次のとおり提出してください。

(1) 提出書類

- ・(様式4) 重点医師偏在対策支援区域における医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業実施計画
- ・(様式5) 所要額明細書
- ・(様式6) 基準額算出調書

(2) 提出期限

令和8年7月24日(金) 17時まで

※期限後の提出は受理いたしませんので予めご留意ください

(3) 提出方法

電子メールにより以下のメールアドレス宛に提出してください。

iryokai@pref.mie.lg.jp

※件名は「【計画の提出】医師の勤務・生活環境改善のための代替医師確保支援事業」としてください。

6. 留意事項

- ・本事業は今後、三重県地域医療対策協議会及び三重県保険者協議会において協議し、両協議会で支援対象として合意を得た医療機関が対象となります。補助事業の活用希望のあった医療機関及び事業内容等については、両協議会において公開されるとともに、応募状況等は、三重県医師会、各郡市医師会と情報共有いたしますので、ご同意いただいた上で必要書類等を提出してください。
- ・実施計画等の提出をもって補助金の交付を確約するものではありません。国及び県の予算等の都合により申請額の全額、または一部を支給できない場合があります。
- ・補助対象経費、基準額等は、現時点で国から提示されているものであり、今後、基準額等の変更や要件の追加が生じる場合があります。
- ・支援対象者の決定後、別途、県への補助金交付申請書類の提出を依頼します。
- ・補助事業により取得等した財産は、法令等の定めにより処分が制限されます。財産処分の制限期間内に補助金の交付目的に反した財産の使用や処分を行った場合は、原則として補助金の返還の必要が生じます。短期間で財産処分が発生しないよう、長期的な医療機関の運営計画に基づいた事業計画とってください。